

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 20 号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（賦課期日後において、納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第 14 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、<u>1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第 8 条、第 11 条の 2、第 11 条の 6 の 3 若しくは第 11 条の 6 の 7 の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第 11 条の 8 の額又は第 16 条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した</u></p> | <p>（賦課期日後において、納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第 14 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、<u>又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合における当該納付義務者に係る第 8 条、第 11 条の 2 の額若しくは第 11 条の 6 の 3、第 11 条の 6 の 7 の額若しくは第 11 条の 8 の額又は第 16 条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> |

日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第8条、第11条の2、第11条の6の3若しくは第11条の6の7の額若しくは第11条の8の額又は第16条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

3 <省略>

（特例対象被保険者等の特例）

第16条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第9条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第8条、第11条の2の額若しくは第11条の6の3、第11条の6の7の額若しくは第11条の8の額又は第16条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって行う。

3 <省略>

得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- 氏名及び住所
- 特例対象被保険者等の氏名
- 離職年月日
- 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。